

日本マウンテンバイクガイド協会規約

2010年12月14日改正

目次

序章 協会設立の背景

第1章 日本マウンテンバイクガイド協会の基本理念

第2章 会員規約

序章 協会設立の背景

協会設立の背景

かつて80年代後半のアウトドアブームの追い風を受けて、人気を博したマウンテンバイクという道具が、本来楽しむべき場所、すなわち山道に集中し過ぎたことにより様々なトラブルが発生し、その活用できる範囲を狭めていった。それに対する有効な解決法を見出せないままブームは落ち着いていった。

2000年代中頃より、再びマウンテンバイクの楽しさに着目する人々が増え、休日を楽しむレジャースポーツとして、全国的に注目を集めるようになってきた。そこに生じた商業マウンテンバイクガイドツアーへの社会的なニーズを受けて、営利を目的にガイドツアーを催行する企業・団体・個人の数も全国的に急増していった。しかし、営利目的のマウンテンバイクガイドツアーを統括する団体や行政機関は国内に存在せず、営業活動に対する許認可制度も皆無であったため、十分な知識・経験・実績、安全管理能力や設備がなくても、一定の資機材と人員さえ揃えば、誰でも即ツアー事業が展開できるという、ある種、野放しに近い状態となりつつあった。

このような状況において、マウンテンバイクガイドツアーが社会的な注目を浴びるにつれ、事業者間における事業内容の質、安全管理の不均等性や不備・ルール不在の弊害などが顕在化し、業界の内外から指摘されるようになってきた。特に、顧客の安全性を保障する安全管理面における規格や法律、条例等が存在しない野放し状態でのガイド業界の成長は、重大な事故を発生させる可能性をはらんでいると指摘されている。そこで、マウンテンバイクガイドツアー事業全体が、大きな社会的糾弾の対象になる前に、行政機関の指導を待つまでもなく、業界として自主的な対策を講じる必要性があるという機運が高まった。これにあわせて2007年より「MTBガイドミーティング」という名称の会議を関係者の間でスタートさせ、会議を重ねてきた。ツアー主催者、バイクショップ、メディアなど関係者がお互いに意見交換し問題を解決する方法を模索してきた。その結果、具体的な対策案として具現化されたのが『日本マウンテンバイクガイド協会』である。

第1章 設立趣旨と日本マウンテンバイクガイド協会の基本理念

協会設立趣旨と基本理念

日本マウンテンバイクガイド協会では、加盟業者の総意に基づいて自主規制を敷き、あわせて事業者間相互の情報交換や研修会実施によって事業内容の質向上をはかり、同時に安全管理体制の向上を実現し、業界全体の総合的な資質を向上させることを目標としている。

上記の認識のもとに、商業ガイドツアーに従事する一人一人が、個人・団体を問わず、課せられた社会的責任を果たし、職業としてのマウンテンバイク“ツアーガイド”が社会的に認知されるように努め、個々の社会的地位の確立を目指すとともに、国内における商業マウンテンバイクガイドツアーの更なる普及と発展の為に、安全とサービスの向上を目指す。

第2章 会員規約

目次

- 第1章 総則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 会員
- 第4章 常任理事
- 第5章 会議
- 第6章 資産及び会計

第7章 規約の変更及び解散

第8章 細則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本マウンテンバイクガイド協会(以下「本会」という。)、英名 Japan Mountainbike Guide Association(略称 JAMGA)とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、JAMGA ホームページ内とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、マウンテンバイクガイドを職業とする個人及び団体との連携をはかり、マウンテンバイクガイドの社会的地位の向上と、マウンテンバイクの普及発展に寄与し、事故防止に努め、自然保護活動の推進と、本会と趣旨を同じくする国内外の団体との友好を深め、互いの技術向上をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① マウンテンバイクガイド業を行うために必要な、国内外におけるリスクマネジメント安全管理義務に関する情報収集と研究、及びその普及と指導を行う。
- ② マウンテンバイクガイドングを安全、円滑に行うための安全基準・技術水準を設定する。
- ③ マウンテンバイク技術の研究・普及及び指導を行う。
- ④ 同様の趣旨をもつ国内外の関連諸団体への連携を行う。
- ⑤ 事故防止対策の研究、及び事故調査・分析を行い、安全管理を徹底する。
- ⑥ マウンテンバイクガイド業に関連する社会的諸問題に対して、調和をはかる役割を果たす。
- ⑦ マウンテンバイクで走行可能なフィールドの拡大をし、身近で誰でも楽しめるスポーツにする。
- ⑧ ツアーの運営を環境に配慮したものにする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員を次の通り定める。

- ① 正会員 この協会の目的に賛同し第6条を満たした団体。
- ② 特別賛助会員 この協会の目的に賛同し、その活動、事業を援助する個人及び法人であること。

(入会手続)

第6条 正会員になろうとする団体は、次に定める事項を満たさなければならない。

- ① ガイド付きマウンテンバイクツアーの主催者である。(スクールを含む)
- ② 入会申込書・協会登録情報の提出。
- ③ 期限までに推奨基準を満たす意思がある。
- ④ 入会金・年会費を納める。
- ⑤ 協会の設立趣旨と基本理念に賛同すること。

(会費)

第7条 本会の会費は、別途に定める。

(資格の喪失)

第8条 本会の会員は次の事由によってその資格を喪失し、また一時的に資格が停止する。

- ① 本会を退会した時。
- ② 本会を除名された時。
- ③ 本会における資格が停止された時。

(退会)

第9条 本会の会員が退会しようとする時は、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。又、次の各号の何れかに該当する場合は退会したものとみなす。

- ① 退会届けが提出された場合。
- ② 代表者が禁治産者または準禁治産者の宣告を受けた場合。
- ③ 除名された場合。

- ④ 所属団体が解散した場合。
- ⑤ 団体または代表者が銀行取引停止または破産宣告を受けた場合。

(除名)

第10条 本会の会員が次の各号の何れかに該当するときは総会の決議を経て、会長が除名できる。

- ① 本会の名誉を著しく傷つけた時。
- ② 本会の目的に著しく反する行為があった時。
- ③ 本会の会員としての義務に著しく反する行為があった時。
- ④ 本会の会費を1年間以上滞納した時。

(懲罰規定)

第11条

本会の会員が以下の各号のひとつ以上に該当する時は、役員会の決議を経て、会長が懲罰を付すことができる。

- ① 本会の名誉を著しく傷つけた時。
- ② 本会の目的に著しく反する行為があった時。
- ③ 本会の会員としての義務に著しく反する行為があった時。
- ④ 本会の会費を6カ月以上滞納した時。
- ⑤ 懲罰には勧告・改善命令・資格停止がある

第4章 役員

(役員の種類)

第12条 本会には次の役員を置く。原則として、役員はすべて協会登録団体の代表者とする。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名以上
- ③ 理事 2名以上

(役員を選任)

第13条 役員は正会員より選出する。

- ① 会長および副会長は理事の互選により選出する。
- ② 理事および監査役は正会員より選出するものとする。

(役員職務)

第14条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 理事は協会の事業運営を執行する。
- 4 監査役は、協会の会計および事業運営事務を監査する。

(役員任期)

第15条

- 1 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された常任理事の任期は、前任者または現任者の残存期間と同じとする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の何れかに該当する時、役員会において3分の2以上の同意を受け、総会において出席者の過半数の議決により、会長がこれを解任することができる。又、会長を解任する場合には、同様の議決を経て、副会長がこれを解任する。

- ① 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められる時。
- ② 職務上の怠慢、または義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められる時。

第5章 会議

(役員会の招集)

第17条

- 1 役員会は、会長がこれを招集する。
- 2 役員会は、本協会運営に関する重要事項を審議する。
- 3 役員会の議長は会長が行うものとする。
- 4 Eメールなどを使用したオンライン会議も同等の効力を持つ。

(役員会の議決)

第18条

出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところとする。

(総会)

第19条

- 1 総会は役員および正会員をもって組織する。
- 2 総会の議長は会長とする。
- 3 特別賛助会員資格を有する者は総会に出席して意見を述べるができるが、議決権はもたない。
- 4 議長は、総会への正会員、特別賛助会員以外の傍聴・臨席を拒否することができる。
- 5 Eメールなどを使用したオンライン会議も同等の効力を持つ。

(総会の招集)

第20条

- 1 通常総会は会長が招集する。
- 2 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付すべき事項、日時および場所を明示した書面をもって通知する。

(総会の議決事項)

第21条 総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する

- ① 規約の改正
- ② 予算および決算
- ③ 事業計画および事業報告
- ④ その他、本会の業務に関する重要事項。

(総会の定足数)

第22条 総会は、総会構成員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ議事を議決することができない。ただし、当該議事について書面をもって予め意志を表示した者は出席者とみなす。

(総会議決)

第23条

- 1 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除いて出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

2 総会の議事の要領および議決した事項は、正会員全員に通知する。

(議事録)

第24条

- 1 総会および常任理事会は、議事録を作成し、これを保管する。
- 2 会員から請求があった場合は、議事録を公開しなければならない。その場合は請求者に議事録のコピーを送付する。

(会員投票)

第25条

- 1 役員会が認める緊急議題については、書面による正会員投票を実施することができる。
- 2 会員は、投票期日までに速やかに投票しなければならない。
- 3 この会員投票は、総会と同じ効力をもち、議決内容は会員全員に通知される。

(正会員全体意思調査)

第26条 役員会は、正会員全体の意思を調査する必要があると認めた場合書面により意見を求めることができる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第27条 本会の資産は、次の通りとする。

- ① 入会金および会費
- ② 事業に伴う収入
- ③ 寄付金
- ④ 賛助金

(資産の管理)

第28条 本会の資産は役員会の決定に基づき、会長が管理し、それを監査役が監査する。

(事業計画および収支予算)

第29条 本会の事業計画については役員会で立案し、会長が総会に起案、承認を受ける。

(収支決算)

第30条 本会の収支決算は会計担当が作成し、監査役が監査を行い、役員会、総会の承認を受ける。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる事と定める。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第32条 この規約は、総会出席者の2分の1の議決をもって変更することができる。

(解散)

第33条 本会の解散は、正会員総数の3分の2の議決を経て、採択されなければならない。

(解散後の協会資産)

第34条 解散後の協会資産については、類似団体に寄付する。

第8章 細則

(細則の制定)

第35条

- 1 本規約を適正に施行するにあたり必要な細則は、役員会および総会の議決を得て制定することができる。
- 2 目的を達成するための事業について、役員会および総会の議決を得てその内容を細則に定める。

(運行規定)

第36条

- 1 正会員になろうとする団体は、本会が別途定める「JAMG 加盟事業者運行規定」に

従い、それぞれの事業所の運行規定を提出する義務がある。又、それは毎年の登録更新時に、その都度提出しなければならない。

- 2 提出された運行規定は遵守する義務が発生する。
- 3 提出された運行規定の内容を逸脱した行為があると認められた場合、もしくは指摘された場合は、直ちにその行為を改め、その事由を文書で会長まで提出しなければならない。
- 4 再三の勧告にも関わらず規定を無視し、その行動を継続する団体は、第11条に従い処分される。

(猶予期間)

第37条

2011年4月1日までに正式認定を行えるように活動する。

別表(第7条関係)

日本マウンテンバイクガイド協会会費

本会の会費は、次のとおり定める。《 年会費納入期限 毎年3月末 》

入 会 金	¥8,000
年 会 費	¥8,000

登録期間は4月1日より翌年3月31日とする。

特別賛助会員は、年間一口／¥8,000